

会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱

平成28年3月28日決裁

令和3年6月3日決裁

令和7年5月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市耐震改修促進計画に基づき、地震に対する木造住宅の倒壊等による災害を防止するため当該住宅の所有者が行う耐震改修に要する費用に対し補助金を交付することにより、木造住宅の耐震化を促進し、市民の安全安心を確保することを目的とし、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法又は精密診断法により地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章若しくは第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。
- (3) 上部構造評点 建築物の各階、各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。
- (4) 一般耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上に補強又は改修する工事をいう。
- (5) 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に補強又は改修する工事をいう。
- (6) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を地震時の倒壊から住宅所有者等の命を守ることを目的に行う部分的な居室の補強又は改修工事で、福島県知事が定める技術基準に適合させる工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、会津若松市内に存する木造住宅で、次の各号に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) 所有者が自ら居住する専用又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）であるもの
- (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等により

建築された地上階数が3以下のもの

- (3) 建築基準法令に違反していないもの
- (4) 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの
- (5) この要綱による補助金の交付を受けたことがないもの

(補助の対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合には、当該共有者のうちから選任された代表者1人をいう。）であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、対象住宅に対する耐震改修工事（耐震改修に伴い必要となる内外装工事等を含む。以下同じ。）とする。

- 2 前項に定める工事は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者の設計及び工事監理によるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修工事に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、次に掲げる工事の区分に従い、当該各号に定める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 一般耐震改修工事 補助対象経費に要する費用の5分の4以内かつ1,400,000円以内
 - (2) 簡易耐震改修工事 補助対象経費に要する費用の5分の4以内かつ840,000円以内
 - (3) 部分耐震改修工事 補助対象経費に要する費用の5分の4以内かつ840,000円以内

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付を申請しようとする所有者は、耐震改修工事に着手する前に会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅の耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 次に掲げる耐震改修工事施工計画に関する書類
 - ア 案内図、配置図、平面図（現況及び改修後のもの）
 - イ 補強計画図その他の耐震改修工事の方法を示す図書
 - ウ 耐震改修工事施工後の耐震診断の総合評価書（建築士の記名押印のあるものに限る）
- (3) 工事費見積書（補助対象経費とその他の経費が分かるもの）
- (4) 登記事項証明書その他の対象住宅の所有者であることを証する書類
- (5) 住民票その他の対象住宅に自ら居住していることを証する書類

- (6) 対象住宅の現況の全景を撮影した写真
- (7) 会津若松市税の納付状況の調査に対する同意書（第2号様式）
- (8) 収支予算書（第3号様式）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請に係る書類の審査を行い、その可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により、当該所有者に通知するものとする。

（工事の着手）

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに当該通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）に着手するものとする。

（計画の変更、中止又は廃止）

第10条 規則第6条第1項第1号の規定に基づき補助事業の内容を変更しようとする補助事業者は、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金変更承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更する内容を表した図書等
- (2) 変更後の耐震診断の総合評価書（建築士の記名押印のあるものに限る）
- (3) 変更工事見積書（補助対象経費とその他経費が分かるもの）

2 規則第6条第1項第2号の規定に基づき補助事業を中止又は廃止しようとする補助事業者は、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の申請があった場合は、その可否を決定し、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金変更等承認（不承認）通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付申請の取り下げ）

第11条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付申請を取り下げることができる期日は、交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業工事完了報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市

長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真（施工前、施工中及び耐震改修工事完了後のもの）
- (4) 工事監理報告書の写し
- (5) 収支決算書（第9号様式）

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合においては、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業交付金確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に交付するものとする。

2 補助事業者が前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた後、速やかに会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（指導及び助言）

第15条 市長は、補助事業者に対して補助事業の適正な施工のため必要な指導及び助言をすることができる。

（決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（会計帳簿等の整備等）

第17条 補助事業者は、補助金の収支状況が判明する書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（その他）

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第1号様式、第5号様式、第6号様式及び第8号様式の改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度に交付する補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度に交付する補助金から適用する。

第1号様式（第7条関係）

会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書

年 月 日

会津若松市長あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

施 工 場 所	会津若松市					
床 面 積	1階	m ²	合計	m ²	着工 時期	昭和 年 月
	2階	m ²				
	3階	m ²				
上 部 構 造 評 点 (改修後上部構造評点)	1階	X ()、	Y ()			
	2階	X ()、	Y ()			
	3階	X ()、	Y ()			
工事の種類別	・ 一般耐震改修工事 ・ 簡易耐震改修工事 ・ 部分耐震改修工事					
補助事業の経費 所要額（消費税込）	全 体 工 事 費				円	
	補助対象経費（耐震改修工事費）				円	
補助金交付申請額	円（1,000円未満切捨て）					
工事予定期間	着工年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日		
設計及び工事監理 を行う者	建築士登録番号	() 級建築士 () 登録第	号			
	氏 名					
	事務所登録番号	() 知事登録第	号			
施 工 業 者	事務所名					
	連絡先	電話番号	()			
添 付 書 類	①対象住宅の耐震診断の結果報告書の写し					
	②耐震改修工事施工計画に関する書類 ア 案内図、配置図、平面図（現況及び改修後のもの） イ 補強計画図その他の補強方法を示す図書 ウ 耐震改修工事施工後の耐震診断の総合評価書（建築士の記名押印のあるものに限る） ③工事費見積書（補助対象経費とその他経費が分かるもの） ④対象住宅の所有者であることを証する書類（登記事項証明書等） ⑤対象住宅に居住していることを証する書類（住民票等） ⑥対象住宅の写真（現況の全景を撮影したもの） ⑦会津若松市税の納付状況の調査に対する同意書（第2号様式） ⑧収支予算書（第3号様式）					
摘 要						

第2号様式（第7条関係）

同 意 書

年 月 日

会津若松市長あて

申請人 住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____ 印

生年月日 _____

私は、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請に伴い、会津若松市税の納付状況及び申告の有無の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

第3号様式（第7条関係）

収 支 予 算 書

1 収入

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
補助金		
自己資金		
計		

（消費税を含む）

2 支出

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
耐震改修工事費		補助対象経費
計		

（消費税を含む）

第 号
年 月 日

様

会津若松市長



会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で提出された補助金交付申請に対し、次のとおり決定しましたので、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

施 工 場 所	会津若松市
決定の区分	交 付 不 交 付
補助金交付額	円
補 助 条 件	
不交付の理由	
摘 要	

第5号様式（第10条関係）

会津若松市木造住宅耐震改修支援事業変更承認申請書

年 月 日

会津若松市長あて

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の内容を変更したいので、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

工 事 費 (消費税込)	変 更 前		変 更 後	
		全体工事費	円	全体工事費
	補助対象経費 (耐震改修工事費)	円	補助対象経費 (耐震改修工事費)	円
補 助 金 の 額	既に通知を 受けている額	円	変 更 後 の 交 付 申 請 額	円
変 更 の 理 由				
変 更 の 内 容				
添 付 図 書	①変更する内容を表した図書 ②変更後の耐震診断の総合評価書（建築士の記名押印のあるものに限る） ③変更工事見積書（補助対象経費とその他経費が分かるもの）			
摘 要				

第6号様式（第10条関係）

会津若松市木造住宅耐震改修支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

会津若松市長あて

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業を中止（廃止）したいので、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

工 事 費 (消費税込)	全 体 工 事 費	円
	補 助 対 象 経 費 (耐震改修工事費)	円
補 助 金 の 額	既に通知を受けている額	円
中 止（廃止） の理由		
摘 要		

第 号
年 月 日

様

会津若松市長



会津若松市木造住宅耐震改修支援事業変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで提出された補助金交付事業変更・中止・廃止承認申請に対し、次のとおり決定しましたので、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき通知します。

施工場所		会津若松市			
決定の区分		承認		不承認	
変更の承認	補助金の額	変更前	円	変更後	円
	変更に係る条件				
中止の承認		年 月 日から 年 月 日まで補助事業を中止することを承認する。			
不承認の理由					
指示事項					

第 8 号様式（第 12 条関係）

会津若松市木造住宅耐震改修支援事業完了実績報告書

年 月 日

会津若松市長あて

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の耐震改修工事が完了しましたので、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

施 工 場 所	会津若松市			
工 事 費 (消費税込)	全 体 工 事 費		円	
	補助対象経費（耐震改修工事費）		円	
補 助 金 の 額	既に通知を 受けている額	円	確定見積額	円
完了年月日	年 月 日			
添 付 書 類	①工事契約書の写し ②請求書及び領収書の写し ③工事写真（施工前、施工中及び耐震改修工事完了後のもの） ④工事監理報告書の写し ⑤収支決算書（第 9 号様式）			
軽 微 な 変 更				
工 事 完 了 の 確 認	この耐震改修工事は、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱の規定に基づき適正に施工されていることを確認しました。 年 月 日 () 級建築士 () 登録第 号 氏名 _____			
摘 要				

収 支 決 算 書

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	比較増減		摘 要
			増	減	
補 助 金					
自 己 資 金					
計					

(消費税を含む)

2 支出

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	比較増減		摘 要
			増	減	
耐 震 改 修 工 事 費					
計					

(消費税を含む)

年 月 日

様

会津若松市長



会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、補助金の額を確定したので通知します。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 確定金額 (A) | 円 |
| 2 交付決定額 (B) | 円 |
| 3 増減額 (A - B) | 円 |

第 11 号様式（第 14 条関係）

年 月 日

会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金請求書

会津若松市長あて

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で通知がありました補助金について、会津若松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

補助対象経費	円
交付決定額	円
今回請求額	円
残 額	円